

大口町精神障害者医療費支給条例（平成19年大口町条例第32号）による医療費の支給に関する事務であって規則に定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	大口町
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	108-1：重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	大口町精神障害者医療費支給条例（平成19年大口町条例第32号）による医療費の支給に関する事務であって規則に定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大口町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年大口町条例第26号）別表第1 町長の部 大口町精神障害者医療費支給条例（平成19年大口町条例第32号）による医療費の支給に関する事務であって規則に定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第1条	大口町精神障害者医療費支給条例（平成19年大口町条例第32号）第1条

⑥事務の趣旨又は目的	<p>第1条 この法律は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、(障害者及び障害児)が(基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること)を目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、(精神障害者)の(福祉の増進を図る)ため、精神障害者の医療費の支給について必要な事項を定めるものとする。</p>
⑦独自利用事務の関連規範		大口町精神障害者医療費支給条例(平成19年大口町条例第32号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項6号	大口町精神障害者医療費支給条例第7条
事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	大口町精神障害者医療費支給条例第7条の規定による医療費(自己負担分)助成の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項6号 ^ハ	大口町精神障害者医療費支給条例第5条第2号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
備考		

届出情報

届出日	2023年10月02日
独自利用事務の対象者	精神障害者

番号法第9条第2項の条例に規定した日	2023年09月28日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	29
保護評価書の名称	大口町 精神障害者医療費支給に関する事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=5&opn_date_to_month=10&opn_date_to_day=13&kk_name=%26%2322823%3B%26%2321475%3B%26%2330010%3B%26%2338263%3B&count=20&ev_type=2&kk_type=2&opn_date_from_gengo=4&opn_date_from_year=5&opn_date_from_month=7&opn_date_from_day=13&sort_key=opn_date_from&sort_order=DESC&search=1&page=2
委任関係	